

議案第79号

木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業に係る契約の変更契約の締結について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、平成30年第2回定例会議案第51号をもって議決された木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業に係る契約の変更契約について、下記のとおり変更契約を締結するため、同条の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

記

1 契約の目的 木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業第3回
変更契約

2 変更事項 変更前の契約金額 1,503,586,319円
変更による増額分 6,783,885円
変更後の契約金額 1,510,370,204円

3 契約の相手方 京都府木津川市山城町椿井伊賀落26番地3
木津川学校空調サービス株式会社
代表取締役 源 昇

参考資料（議案第79号）

木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業に係る契約の変更契約の締結について

1 契約変更の説明

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業契約書第69条及び別紙12に基づき、維持管理のサービス対価の改定を行い、消費税及び地方消費税の額を変更したため変更契約を行うものです。

2 契約変更の内容

維持管理のサービス対価に係る消費税及び地方消費税

変更前 27, 859, 154円

変更後 34, 643, 039円